

令和2年度食品衛生管理者の登録講習会 受講希望に関する調査について

食品衛生法第48条第6項第4号に基づく食品衛生管理者の登録講習会の開催を検討するにあたり、添加物製造業における当講習会の受講希望者数を把握するため、受講希望者の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

受講希望者が一定数以上となった場合、開催について検討を行い、開催のため都道府県等に登録申請を行います。なお、講習会の実施につきましては、希望された方宛にメールにてご連絡いたします。

つきましては、下記をご確認いただき、受講を希望される場合には、令和2年1月31日(金)までに、受講希望調査票によりご回答いただきますようお願いいたします。

1. 受講資格

食品衛生法第48条第6項第4号の規定に基づき、以下の条件を満たす者

(1) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に2年以上従事した者

注) 食品衛生管理者の資格を取得するためには、本講習会の課程を修了することに加え、資格を取得しようとする製造業(添加物)において衛生管理の業務に3年以上の業務経験を有することが必要です。この実務経験は、本講習を受講する以前の経験も加算されますので、3年未満の経験で受講された方は、本講習会修了後も3年の経験を満了するまでは、資格を取得することはできません。

また、食品衛生管理者の任用資格は、該当事業の衛生管理の業務に3年以上従事した製造業又は加工業と同種の施設においてのみ得ることができます。

2. 開催期日および会場

(1) 開催期日：令和2年7月～8月(予定)

(原則として、土曜日および日曜日を除く35日間)

(2) 会場：東京都および大阪府(予定)

〔	一般共通科目	：大阪
	専門科目	：東京

3. 講習科目

(1) 一般共通科目

公衆衛生概論、食品衛生法および関係法令、細菌学序論、食中毒学 等

9科目 132時間：予定

(2) 関係科目

業種ごとの科目の講義、実習、施設見学 等

◇ 添加物関係科目 5科目 69時間：予定（合計 14科目 201時間：予定）

4. 受講料

303,519円／人（税込、予定）

（教材・テキスト代を含む。なお、開催会場までの交通費、宿泊費、食事代等の個人の費用は含まれておりません。）

5. 調査票の提出方法、

以下のいずれかの方法をお願いします。

(1) FAXで回答

受講希望調査票に必要事項を記入のうえ、**03-3667-2860**までご送信下さい。

(2) 公益社団法人日本食品衛生協会のHPからも受講希望調査票を提出できます。

下記のURLの案内をご確認下さい。

http://www.n-shokuei.jp/news/2020/eiseikanrisya_tyousa.html

お問い合わせ先

一般社団法人日本食品添加物協会

講習会担当 堀川、山口

TEL : 03-3667-8311 FAX : 03-3667-2860